

議案第29号

栗山町特別会計条例の一部を改正する条例

栗山町特別会計条例（昭和63年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(6) 工業団地造成事業特別会計

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

栗山町特別会計条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) 国民健康保険特別会計 (2) 北海道介護福祉学校特別会計 (3) 介護保険特別会計 (4) 後期高齢者医療特別会計 (5) 住宅団地造成事業特別会計</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) 国民健康保険特別会計 (2) 北海道介護福祉学校特別会計 (3) 介護保険特別会計 (4) 後期高齢者医療特別会計 (5) 住宅団地造成事業特別会計 (6) <u>工業団地造成事業特別会計</u></p>